

# JA愛知東 組合員のみなさまへ

令和4年7月1日  
愛知東農業協同組合

## 令和3年度利用分量配当金の計算方法の変更について

日頃は農協事業に多大なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和3年度からのお取引による利用分量配当の計算方法を、下記の様に変更させて頂く事となりましたので、ご報告させていただきます。

今後も変わらぬご厚誼を賜りますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1・令和3年度からの利用分量配当計算方法

- ① これまでの、購買事業（給油所やLPG、営農センター等での口座引落しの取引）から、販売事業（産直品や米、野菜などの農産物をJAへ販売を委託する取引）を利用分量配当の計算対象とさせていただきます。
- ② 信用事業、共済事業、販売事業の取引が、合計100点以上の場合に利用分量配当の対象とさせていただきます。
- ③ 配当金額は毎年度の剰余金処分案にて総代会で決定いたします。

#### 2・配当計算基準点数について

別紙「利用分量配当基準」を参照願います。

以上

お問合せ先

JA愛知東 総合企画部企画管理課  
Tel.0536-22-0014

## 利用分量配当基準

| 信用事業            |                    |    |
|-----------------|--------------------|----|
| 量的基準項目          |                    | 点数 |
| 貯金平均残高          | 150 万未満            | 10 |
|                 | 150 万以上 300 万未満    | 20 |
|                 | 300 万円以上 1000 万円未満 | 30 |
|                 | 1000 万円以上          | 40 |
| 融資平均残高          | 50 万円未満            | 10 |
|                 | 50 万円以上 150 万円未満   | 20 |
|                 | 150 万円以上 300 万未満   | 30 |
|                 | 300 万円以上 1000 万円未満 | 40 |
|                 | 1000 万円以上          | 50 |
| 質的基準項目          |                    | 点数 |
| 年金振込            |                    | 30 |
| 給与振込            |                    | 30 |
| JA カード          |                    | 5  |
| IB (インターネットバンク) |                    | 5  |
| キャッシュカード        |                    | 5  |

| 共済事業               |                            |     |
|--------------------|----------------------------|-----|
| 基準項目               |                            | 点数  |
| 長期共済契約金額<br>(保有金額) | 3, 000 万円以上<br>(死亡・火災共済金額) | 50  |
|                    | 5, 000 万円以上<br>(死亡・火災共済金額) | 80  |
|                    | 7, 000 万円以上<br>(死亡・火災共済金額) | 100 |

| 販売事業  |                |    |
|-------|----------------|----|
| 基準項目  |                | 点数 |
| 販売精算額 | 50 万～100 万未満   | 10 |
|       | 100 万～300 万未満  | 20 |
|       | 300 万～500 万未満  | 30 |
|       | 500 万～1000 万未満 | 40 |
|       | 1000 万以上       | 50 |

### 利用分量配当条件

| 対象条件項目 | 条 件                                |
|--------|------------------------------------|
| 総点数    | 対象事業の合計 100 点以上<br>(注) 0 点～99 点対象外 |

注) 新 J A 愛知東利用高配当要領では「点数」ではなく「ポイント」と記載されています。

## J A愛知東利用高配当要領

### 1. 利用高配当の目的

組合員の各種 J A 事業の利用結果を総合的に評価して利用奨励（還元）を行うことにより、J A 事業の再認識と利用意識を高め、J A 事業全般にわたる利用促進を図ることを目的とする。

### 2. 対象者

対象者は、個人・法人の区別はなく全組合員（正組合員・准組合員）を対象とする。また、計算対象となる利用高は、組合員の本人名義による取引とする。

（注 1）対象者は、個人単位とし、同一世帯に複数の組合員が存在しても名寄せはしない。

（注 2）組合員の家族名義（員外）による取引は、例えばそれが農業等事業用に供されるもの（実使用者が組合員本人）であってでも対象としない。

（注 3）組合員が屋号及び、通称名称（員外登録の場合）を使用して、取引した場合の利用高は計算対象としない。ただし、電算 3 次システムにおいて関連利用者（例えば信用事業で取引先コードが 2 つ以上ある場合、主と従の関係として主に紐付けされる利用）として登録されたものは、主たる利用者の利用高として計算対象とする。

### 3. 計算期間

事業年度毎（4 月 1 日から 3 月 31 日）をポイント計算の対象期間とする。

（注）当年度の利用高（ポイント）を次年度へは持越（加算）さない。

### 4. 対象事業、及び対象取引

対象とする事業、及び取引の条件は諸々データの抽出可能が必須となるため、データ抽出可能な以下の 3 事業の取引を対象とする。

#### （1）信用事業

貯金業務、融資業務・資金振替決済業務等の利用状況を総合的に判断した取引メイン化ランク

#### （2）共済事業

長期共済保有金額（生命の普通死亡共済金額、建更の火災共済金額）

#### （3）営農販売事業

販売精算額（産直含む）

### 5. 出資の移転（相続、譲渡）に伴う取扱い

#### （1）相続の場合

被相続人（死亡者）の利用実績は相続人の利用実績に加算する。但し、出資の相続人が複数の場合（出資の分割相続）は加算しない。なお、利用実績の移動日は

相続届の受付日ではなく組合の承認日（出資台帳登録日）とする。

(2) 持分（一部）譲渡の場合

譲受人に、譲渡人の利用実績を加算しない。（本人の取引実績が対象）  
譲渡人は、通常通り取引実績を保持する。（本人の取引実績が対象）

(3) 持分（全部）譲渡の場合

譲受人に、譲渡人の利用実績を加算しない。（本人の取引実績が対象）  
譲渡人は、組合員資格を喪失するため対象外となる。

6. 対象事業毎のポイント計算（別表 利用高配当ポイント基準）

事業毎に基準ポイントを設定し、利用高に応じて付加ポイントを加算する。

(1) 事業毎の基準ポイント（組合員個人単位）

① 信用事業：信用事業：量的ランク・質的ランク 5 p t ~ 1 6 5 p t（別紙）

② 共済事業：長期共済契約金額（保有金額）

3 0 0 0 万円以上（死亡・火災共済金額） 5 0 p t ~ 1 0 0 p t（別紙）

③ 営農販売事業：販売精算額（産直品含む）

販売取扱基準 1 0 p t ~ 5 0 p t（別紙）

7. 配当基準

利用高配当の目的は、組合員の各種 J A 事業の利用結果を総合的に評価して奨励を行うことである。営農販売等は特に正組合員に偏ることがあるため、准組合員が不利にならない配慮も含め、1 事業のポイント合計が 1 0 0 p t 以上でも可とする。但し、1 0 0 p t 未満は配当対象としない。そこで、1 0 0 p t 以上の利用者に対し、1 p t 当たりのポイント単価を乗じて奨励を行う。

8. 配当方法

① 3 事業毎の利用高に応じたポイントを加算してその合計ポイントにより配当する。

② ポイント単価は、年度末決算結果における剰余金の額に応じて算定する。

③ 剰余金処分案として理事会に附議し、総代会において承認を得る。

9. 配当時期

配当時期は、翌年度の 7 月とする。

付則：令和 3 年 4 月 1 日一部改正施行

